

## 議会運営委員会記録

開会年月日	令和5年1月13日
開会時刻	午前9時57分
閉会時刻	午前10時40分
出席委員名	◎鈴木豊司    ○井村貴志    宮崎 誠    楠木宏彦
	野崎隆太    吉井詩子    岡田善行    藤原清史
	西山則夫
	品川幸久 議長
	福井輝夫 副議長
欠席委員名	なし
署名者	宮崎 誠    楠木宏彦
担当書記	奥野進司
審査案件	1 伊勢市議会個人情報保護条例について
説明員	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長

## 会議の概要

鈴木委員長が開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に宮崎委員、楠木委員の両委員を指名決定した。

「伊勢市議会個人情報保護条例について」を議題とし、奥野議事係長から別紙のとおり修正点についての説明の後、1ページごと協議を行ったところ、下記のとおり委員長から指摘、質問があり、修正すること、また、次回までに検討することを確認した。

また、議会事務局から追加で修正を提案し、修正することを確認した。

今回、提案、確認した内容について、字句等の整理が必要な場合は正副委員長に一任することを確認、また、今回の内容を議会事務局で整理をし、改めて議会運営委員会を開き、協議することとした。

### ●鈴木委員長からの指摘、質問等

新旧対照表について

- ・ 新旧対照表、目次の修正後について、「第4節 審査請求（第44条－第46条）」を「第4節 審査請求（第45条－第47条）」に、「第5章 雑則（第47条－第52条）」を「第5章 雑則（第48条－第52条）」に、条数を修正することを確認。
- ・ 新旧対照表、章節の配置について、章については4文字目から、節については5文字目から書き出すことに訂正。
- ・ 別表について、フィルムが抜けていることの指摘があり、書き足すことを確認。

伊勢市議会個人情報保護条例案について

1ページ

- ・ 第3章のタイトルについて、非常に長いため、全国市議会議長会のQ&Aに、個人情報取扱登録簿を規定する場合は、表題を「個人情報ファイル等」に変更すると書いてあるため、「個人情報ファイル等」にしてはとの指摘があり、そのようにすることを確認した。

10ページ

- ・ 表の右、上から6行目、「番号利用法第30条の」は「第20条」ではとの指摘があり、「番号利用法第20条」であると確認した。

11ページ

- ・ 第15条の2行目、「以下この条例及び第49条において」は「第50条」ではとの指摘があり、「第50条」であることを確認した。

12ページ

- ・ 第3章のタイトルについて、1ページで確認したとおり、「個人情報ファイル等」に訂正することを確認した。

21ページ

- ・ 第26条の開示決定等の期限においては14日以内、第27条の開示決定等の期限の特例においては44日以内としていることについて、法律ではそれぞれ30日、60日で、短縮していることについて質問があり、奥野議事係長から、法律での期限は上限であり、短くすることができることを確認している。現状の運用に合わせているとの答弁があ

った。

24ページ

- ・ 第31条で開示請求に係る手数料の額を無料と修正をしているが、第1項と2項の違いは何か質問があり、奥野議事係長から、第1項は開示請求したことに対する開示決定の事務処理に係る手数料であり、第2項は写しの作成等に係る費用によるものであると答弁があった。

30ページ

- ・ 「審査会について、執行機関が得た答申結果を議会の事務に反映させることで支障がない、保護条例には審議会の諮問に関する規定は設けないという説明であったが、今回、「行政不服審査会」への諮問が可能と規定されているが、変化があったのか、また、行政不服審査会について行政側の規定の整備はいらぬのか」との質問があり、奥野議事係長から、審査会については、第46条の審査会への諮問において、「開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった時は、伊勢市行政不服審査会へ諮問しなければいけないこと」を定めていること、全国市議会議長会からの資料では、議会側の審査請求に係る個人情報保護審査会については、①議会に審査会を置く、②執行機関の附属機関である審査会に諮問する、③行政不服審査会に諮問することが考えられるとあり、今回は行政不服審査会に諮問する形で作っている。

また、専門的知見を必要とするときは、条例に規定すれば「審議会」に諮問することができることとなっていることについては、この審議会に諮問するのは、個人情報保護に関する制度の改善等、専門的な知見に基づく意見を聞きたいという時のことであり、市長部局においても審議会を置かないこと、また、仮に将来的に法改正があり、この条例の改正について検討する必要がある場合は、執行機関の対応と相違がないように対応すると考えているため、議会から審議会へ諮問する必要はかなり低いと考え、審議会は設けないことを今回提案をしていること、また、行政不服審査会に諮問するにあたり、当局の条例への規定の整備については、確認したい旨の回答があった。

32ページ

- ・ 検察庁との協議についての考えについての質問があり、奥野議事係長から前回示した条例案で現在検察庁に協議をかけていること、厳しい日程にはなるが、2月下旬に協議が終了すると聞いているとの答弁があった。

33ページ以降

- ・ 別表の取扱いについて、別表でなく、第31条第1項へ表を入れ込んだらどうかとの提案があり、奥野議事係長からは、他市の事例も参考にし、また当局とも相談をし、別表としたと説明があったが、委員長からは、再度当局へ相談することを提案された。
- ・ 別表について、同じことが何度も出てくるため、まとめて簡単にできないか、公文書の種別をまとめてはいけぬのか、検討することを提案された。

#### ●議会事務局から追加修正の提案

- ・ 第21条、保有個人情報の開示義務の3行目、「のいずれかが含まれている場合を除き」とあるが、全国市議会議長会からの条例例では、第21条の各号に定めるもの、情報公

開条例の非開示情報のいずれかが含まれている場合のいずれかであるが、今回、当局は情報公開条例の非開示情報の定めを、第21条の各号の内容に合わせるため、「のいずれか」を削除する旨提案、説明し、除くこととした。

上記署名する。

令和5年1月13日

委員長

委員

委員

## 【伊勢市議会個人情報保護条例について】

それでは「伊勢市議会個人情報保護条例について」、御説明いたします。

前回、伊勢市議会個人情報保護条例の案をお示ししたのですが、総務課において追加で指摘を受けたこと、委員長からも指摘を受けまして、修正をさせていただきたいと思いません。当日の報告になり、申し訳ございません。

それでは、主な修正箇所について説明させていただきます。

資料1「伊勢市議会個人情報保護条例 新旧対照表」を御覧ください。

まず、条例の名称ですが、修正前は「伊勢市議会個人情報保護条例」としておりましたが、「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例」と改めております。「伊勢市議会個人情報保護条例」でも間違いではありませんが、当局においては、現在の「伊勢市個人情報保護条例」を廃止し、新個人情報保護条例にもとづく施行条例を「伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例」とする予定と伺っており、伊勢市議会においても、新個人情報保護法に基づくものであると区別する意味を込め、全国市議会議長会の条例例にあわせ「伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例」としております。

次に、下段の第12条第5項の表ですが、修正前は「第12条第2項」と定めていたものを「第12条第1項」に修正させていただきます。

そのほか、次のページの、右側の修正前、第31条第2項のところですが、これは保有特定個人情報、これは職員が職務上作成、または取得したマイナンバーを含む情報で議会が保有しているものの開示請求の手数料について定めたもので、読み替える必要がないところであるにも関わらず、読み替える規定としておりましたので、削除をお願いします。

次に、3ページから4ページの第18条の表題ですが、修正前は「個人情報取扱事務の届出等」ですが、「個人情報取扱事務登録簿への登録等」に修正をお願いします。

この18条の修正内容ですが、当局においては各部署から個人情報を扱う事務を開始したり、変更したり、廃止するときは、各課から届け出書が総務課に提出され、総務課において登録簿を登録する、変更する形になるのですが、この当局の取扱いに合わせるため、修正前のように議会が議長に届け出て、議長が登録簿に登録・変更・抹消する形にしていたのですが、議会においては全て事務局内での作業となりますので、届出ということを行わず、登録簿を変更、抹消する形に改めております。

また、第3項、第4項の登録簿の変更、廃止の手続きにおいても、届け出るという手続きをなくしたことによる変更をしております。

次に、4ページ、第31条の手数料に関するところですが、本来ですと、手数料の規定の最初に「手数料を取ることを規定すべきところ、修正前では「手数料の額はいくらすする」という規定になっておりましたので、第1項に、開示請求に係る手数料は無料とすること、第2項に、開示の実施の手数料を納めなければいけないことについて定めております。第3項では、手数料は市長が徴収すること、第4項では、手数料の徴収については、議長ではできないにもかかわらず、議長がするような形となっておりましたので、主語を「市長」と改めております。

また、手数料には「開示請求に係る手数料」と「開示の実施に係る手数料」がありますので、第4項の手数は「開示実施手数料」であることがわかるようにしております。第5項では、写しの送付の費用について追加で定めております。

最後に、5ページ、手数料に関する別紙ですが、第31条で定めている規定と、別表の文言を合わせるため、「公文書の種別区分」を「公文書の種別」とし、「手数料の額」としていたところを、どの手数料かわかるように「開示実施手数料」としてしております。

多くの修正となったこと申し訳ございませんでした。以上でございます。